

令和3年度実践的「地域エネルギー事業」モデル構築業務募集要項

1 趣旨

県では、高圧送電容量の不足、冬期間の熱需要や非常用エネルギーの確保などといった本県の課題に対応した実践的な「地域エネルギー事業」の導入を支援するため、このような事業の導入を目指す県内事業者、コンサルタント等で構成するコンソーシアムを対象に汎用性のある実践的「地域エネルギー事業」のモデル構築に取り組む案件を募集します。

募集後は、応募があった案件の中から、県の委託事業の対象とする案件を選定し、採択された案件については、県から委託を受けモデル構築に取り組んでいただきます。

本業務により構築する事業モデルに関しては、類似の事業導入を検討する際の参考事例として、県ホームページや成果報告会での報告を通じて広く発信し、県内における実践的「地域エネルギー事業」の創出につなげていくこととしています。

2 用語の説明

本要項において使用する用語の説明は次のとおりです。

(1) 地域エネルギー事業

地域に存在するエネルギー資源（太陽光・太陽熱、風力、中小水力、バイオマス（木質、畜産、廃棄物など）、地熱・温泉熱、地中熱、未利用熱、雪冷熱等）を活かした、自治体や地元企業等の地域が主体となって実施するエネルギー事業のことをいいます。

(2) 実践的「地域エネルギー事業」

本県の課題に対応した汎用性がある先駆的な取り組みであり、実装を見据え具体的な事業化の検討が進められている地域エネルギー事業のことをいいます。想定される事業例は次のとおりです。

【実践的「地域エネルギー事業」の例】

- 固定価格買取制度に依存しない地産地消型のエネルギー事業
- 冬場の熱需要にも対応した通年対応が可能な熱電併給型のエネルギー事業
- 送電容量不足に対応した新たなスキームでの発電事業
- 処理に課題を抱えている廃棄物等を活用したエネルギー事業
- 停電等の非常時にも対応したエネルギー事業

3 募集する業務の内容

本業務で募集する業務内容は、本県における実践的「地域エネルギー事業」に関する事業モデルの構築となります。

具体には、実際に導入を検討している実践的「地域エネルギー事業」に関する検討プロセスと最終的な事業内容（活用するエネルギー資源、導入する設備、得られるエネルギー量、事業収支などを記したもの。）を報告書として整理し、先駆的な事例としてモデル化するものです。

構築した事業モデルに関しては、類似の事業の導入を検討する県内事業者等を対象とした県が主催する報告会において報告いただきます。

また、青森県再生可能エネルギー産業振興ポータルサイト (<https://www.aomori-saiene.jp/>) に掲載します。

4 応募主体

今回の応募主体は、次の①及び②を構成員とするコンソーシアム（連携体）としますが、必要に応じ①及び②以外の構成員を加えることも可とします。

- ① 県内に本社又は支店等を有する県内事業者
- ② 次に該当する1者以上。ただし、(ア)は必須とします。
 - (ア) 当該事業に関する知見を有するコンサルタント
 - (イ) 県内の市町村
 - (ウ) 大学等（本部が県外にあり、キャンパスが県内に所在するものを含む。）

5 委託契約

本業務によるモデル構築については、次の内容により、県との委託契約を締結の上、行っていただきます。

(1) 委託方法

コンソーシアム（全構成員）と県との間で契約締結します。

※応募の際は、コンソーシアムの代表者・代表者の権限・役割分担・構成員の責任等を定めたコンソーシアム協定書（別添様式を参照願います。）を提出してください。

(2) 委託期間

委託契約締結時から令和4年3月11日（金）までとします。

(3) 委託金額

委託金額は、1件につき2,500千円を上限とし、実施計画書と所要経費明細書の内容を精査の上、決定します。

(4) 委託内容

委託内容は次のとおりです。

- ① 事業導入を目指す実践的「地域エネルギー事業」のモデル構築
- ② 県が主催する報告会^{*}での①で構築したモデルに関する報告と参加者への相談対応
 - ※報告会に関しては、県を対象とした中間報告と県及び県内事業者等を対象とした成果報告会の2回を予定しています。
- ③ 委託業務報告書の作成・提出

(5) 知的財産権の取扱

委託業務により生じる知的財産権については、原則として受託者に帰属することとしますが、発注者（県）が成果物を業務目的で使用することは可能なものとします。

(6) 委託料の支払方法

委託料は、原則として精算払とし、業務終了後の検査を行った後に対象経費として認められる金額を契約の範囲内で支払いします。ただし、業務上、必要と認めるときは、受託者からの申し出により、委託料の一部（総額の8割を上限）を概算払することが可能です。

(7) 委託対象経費

委託業務の対象とする経費は、次のとおりです。

区分	科目	主な内容
人件費	労務費	コンサルタント用務 に直接従事する者の労務費
事業費	旅費	本業務に直接従事する者の旅費 (報告会や事業に関する打合せへの出席旅費を含む。)
	会議費	会議に掛かる費用(会場使用料、機材借料等)
	謝金	有識者等の助言を得る場合の謝金
	借料	パソコン、車両、機械器具、実験装置等のリース料、レンタル料
	外注費	受託者が直に実施することができない試験など他の事業者を外注するための経費 ※外注費は委託料総額の5割未満が上限となり、外注する場合は、あらかじめ県の承諾を得ることが必要となります。
	印刷製本費	印刷物の印刷製本に関する経費
	消耗品費	本業務で使用する消耗品の購入費(5万円未満)
	賃金	補助員(アルバイト等)に係る経費
	通信運搬費	郵便料、発・返送料、振込手数料
	情報収集費	図書購入費等
管理費	一般管理費	事業費(税抜き額)の合計の10%以内の額とします。

次の経費は対象外となります。

- ① 本業務に活用されたことが明確に特定することができない経費
- ② 水道光熱費等、本事業の実施にかかわらず経常的に掛かる経費
- ③ 委託契約期間外に支払われた経費
- ④ 会議等における食事代、懇親会経費
- ⑤ 土地、建物、備品(5万円以上)の取得費
- ⑥ 施設又は設備の設置費、改修費
- ⑦ 事業中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ⑧ 国、他の地方公共団体等の補助金又は委託費等により支弁される経費

(8) 再委託の原則禁止

原則、委託業務の第三者への再委託は禁止します。ただし、委託業務の一部（委託料総額の5割未満を限度とする。）をやむを得ない事情により外注する場合であり、あらかじめ県が認めたものに関しては、この限りではありません。

6 応募方法

(1) 応募期限

令和3年6月4日（金）まで（必着）

(2) 応募書類

- ① 応募提案書（様式1）
- ② フェースシート（様式2）
- ③ 実施計画書（様式3）
- ④ 所要経費明細書（様式4）
- ⑤ コンソーシアム協定書

(3) 提出方法

郵送（令和3年6月4日（金）必着）又は持参により、(2)の応募書類の正本1部を(4)の提出先へ提出してください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
環境・エネルギー産業振興グループ TEL：017-734-9378

(5) 応募上の留意事項

- ① 応募資格を有しない者からの提案、提出書類に不備がある提案は受理できません。
- ② 応募書類の修正について、県が指定する期限までに是正できないときは、その提案を無効とします。
- ③ 応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ④ 応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、「青森県情報公開条例」（平成11年12月青森県条例第55号）による情報公開の対象となります。
- ⑤ 応募書類の作成等の応募に要する費用は経費に含まれません。また、選定の採否を問わず、提出書類の作成費用は支給されません。
- ⑥ 応募書類の受理後、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

7 審査・採択

(1) 審査方法

県が設置する審査会において、(2)の審査内容に基づき、応募があった案件について審査を行い、本業務により委託する案件を選定します。選定結果については、採否にかかわらず書面で通知します。

(2) 審査内容

次の審査内容に基づいて総合的な評価を行います。

審査項目	着眼点
① 実施体制	コンサルタントに事業モデルに関連する業務実績があり、かつコンソーシアムの構成員の役割が明確で、円滑な業務実施が期待される体制となっているか。
② 課題の設定	導入を目指す事業モデルが本県の課題をテーマとしており、克服に向けた具体的な取組であるか。
③ 事業モデルの汎用性	導入を目指す事業モデルが本県において汎用性があり、水平展開が期待できるものであるか。
④ モデル構築手法の有効性	本業務で取り組むモデル構築の手法が具体かつ有効なものであるか。
⑤ 実現可能性	導入を目指す事業モデルが実現性の高いものであるか。
⑥ 総合的効果	提案内容が地域エネルギー事業として先駆性、進歩性が認められ、取組の重要性や優先度が高いものであるか。

(3) 委託事業の予算総額

7,500千円(予算の範囲内で採択します。)

8 スケジュール

本事業で予定しているスケジュールは次のとおりです。

時期	内容
令和3年4月30日	公募開始
令和3年6月4日	応募締め切り
令和3年6月上旬	委託対象案件選定に係る審査会
令和3年6月中旬	委託対象案件選定
令和3年6月下旬	委託契約締結・モデル構築開始
令和3年11月	中間状況報告
令和4年2月	成果報告
令和4年3月11日	履行期限(成果物提出)